

旅館業法等について

厚生労働省
令和3年2月25日

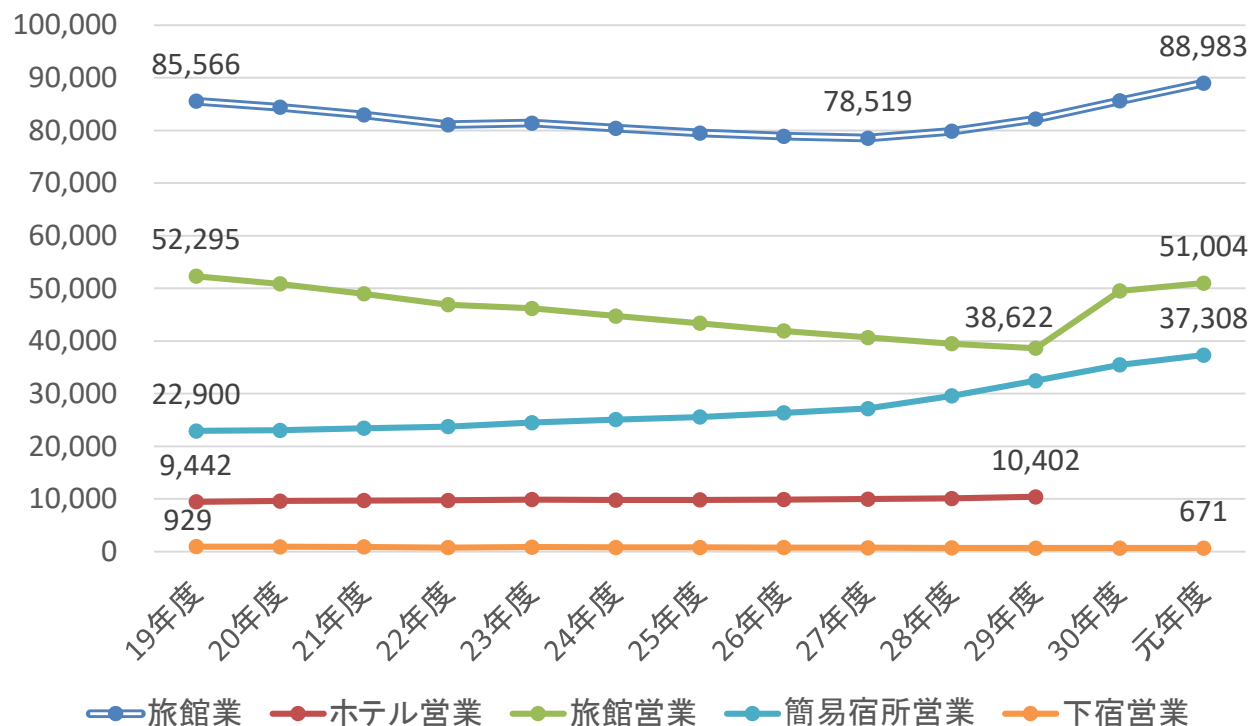


衆議院議員 堀内のり子

旅館業を取り巻く現状①

令和元年度の旅館業の施設数は88,983で、過去10年で最も少なかった平成27年度と比べ13%増となっている。旅館・ホテル営業の施設数は、平成19年度と比べ17.4%減となっている。一方、簡易宿所営業の施設数は、平成19年度と比べ62.9%増となっている。

旅館業営業施設数の動向



※1 旅館業は4営業の合計値

厚生労働省『衛生行政報告例』

※2 旅館営業の平成30年度以降は旅館・ホテル営業の集計値を計上

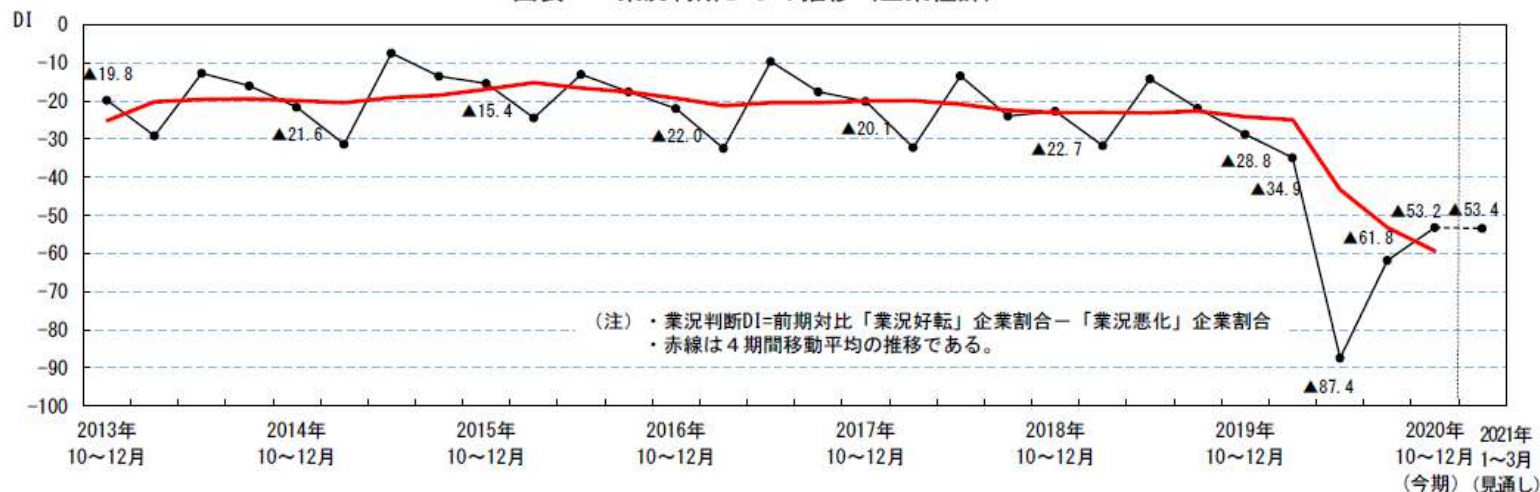
旅館業を取り巻く現状②

I 景気の動向

1. 業況判断

- 業況判断DIは、前期からマイナス幅が8.6ポイント縮小し、▲53.2となった。
- 来期は、▲53.4となる見通しである。

図表1 業況判断DIの推移（全業種計）



図表2 業種別業況判断DIの推移（飲食業を除く）

凡例	2019年 10～12月	2020年 1～3月	2020年 4～6月	2020年 7～9月	2020年 10～12月 (今期)	2021年 1～3月 (見通し)
食肉・食鳥肉	▲ 26.3	▲ 37.9	▲ 66.9	▲ 46.2	▲ 27.4	▲ 40.1
氷 雪	▲ 49.1	▲ 50.9	▲ 96.4	▲ 67.3	▲ 80.4	▲ 55.4
理 容	▲ 31.4	▲ 33.0	▲ 79.1	▲ 55.1	▲ 58.6	▲ 51.5
美 容	▲ 29.6	▲ 28.6	▲ 88.1	▲ 57.8	▲ 60.0	▲ 49.3
映 画 館	▲ 12.5	▲ 16.7	▲ 98.2	▲ 42.6	▲ 8.8	▲ 56.1
ホテル・旅館	▲ 28.6	▲ 52.2	▲ 96.3	▲ 59.8	▲ 23.2	▲ 51.4
公衆浴場	▲ 20.0	▲ 19.1	▲ 59.8	▲ 50.0	▲ 45.1	▲ 41.6
クリーニング	▲ 20.3	▲ 56.4	▲ 74.1	▲ 84.0	▲ 58.4	▲ 68.7

(注)表中、全業種計の割合を上回るものを網掛している。以下同じ。

図表3 飲食業業況判断DIの推移

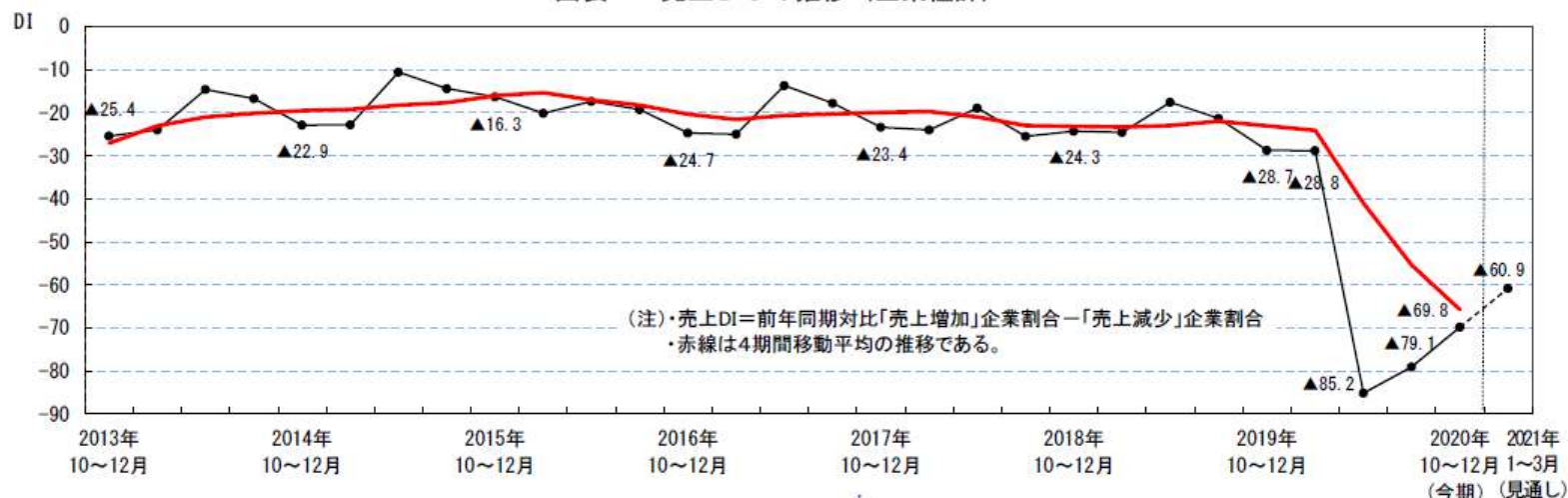
凡例	2019年 10～12月	2020年 1～3月	2020年 4～6月	2020年 7～9月	2020年 10～12月 (今期)	2021年 1～3月 (見通し)
飲食業(全体)	▲ 30.1	▲ 32.2	▲ 94.5	▲ 64.5	▲ 56.4	▲ 54.9
そば・うどん	▲ 29.2	▲ 35.0	▲ 92.5	▲ 42.5	▲ 36.9	▲ 49.7
中華料理	▲ 26.7	▲ 22.5	▲ 91.9	▲ 58.3	▲ 52.2	▲ 62.1
す し	▲ 38.9	▲ 37.4	▲ 96.3	▲ 67.0	▲ 60.4	▲ 50.5
料 理	▲ 29.8	▲ 34.7	▲ 98.5	▲ 74.8	▲ 53.1	▲ 56.3
喫 茶	▲ 29.7	▲ 29.6	▲ 86.6	▲ 70.7	▲ 52.1	▲ 53.3
社 交	▲ 34.0	▲ 33.7	▲ 97.9	▲ 70.1	▲ 72.8	▲ 62.8
その他飲食	▲ 26.5	▲ 32.2	▲ 95.9	▲ 67.4	▲ 59.8	▲ 52.9

旅館業を取り巻く現状③

2. 売 上

- 売上DIは、前期からマイナス幅が9.3ポイント縮小し、▲69.8となった。
- 来期も、マイナス幅が縮小し▲60.9となる見通しである。

図表4 売上DIの推移（全業種計）



図表5 業種別売上DIの推移（飲食業を除く）

凡例	2019年 10～12月	2020年 1～3月	2020年 4～6月	2020年 7～9月	2020年 10～12月 (今期)	2021年 1～3月 (見通し)
食肉・食鳥肉	▲38.2	▲39.2	▲62.3	▲57.7	▲45.9	▲43.3
氷 雪	▲20.0	▲33.3	▲94.5	▲94.5	▲91.1	▲85.7
理 容	▲32.4	▲32.5	▲72.9	▲67.8	▲64.5	▲55.6
美 容	▲32.3	▲24.7	▲81.4	▲74.7	▲69.0	▲57.1
映 画 館	8.9	▲3.7	▲100.0	▲96.7	▲28.6	▲60.7
ホテル・旅館	▲29.6	▲31.5	▲93.5	▲88.1	▲68.3	▲67.8
公衆浴場	▲22.7	▲14.5	▲55.4	▲57.0	▲61.9	▲45.1
クリーニング	▲31.0	▲39.0	▲80.7	▲82.4	▲77.9	▲63.7

図表6 飲食業売上DIの推移

凡例	2019年 10～12月	2020年 1～3月	2020年 4～6月	2020年 7～9月	2020年 10～12月 (今期)	2021年 1～3月 (見通し)
飲食業(全体)	▲27.2	▲27.5	▲93.8	▲85.0	▲74.5	▲64.5
そば・うどん	▲25.7	▲26.4	▲89.5	▲67.8	▲46.1	▲53.9
中華料理	▲17.1	▲21.4	▲91.9	▲82.8	▲74.5	▲71.4
す し	▲38.9	▲41.8	▲96.8	▲86.2	▲74.6	▲56.9
料 理	▲37.5	▲29.9	▲94.1	▲91.9	▲79.7	▲55.5
喫 茶	▲26.1	▲26.3	▲86.0	▲77.1	▲66.3	▲50.0
社 交	▲33.0	▲34.0	▲97.9	▲97.9	▲92.1	▲81.1
その他飲食	▲21.8	▲21.2	▲96.1	▲87.7	▲80.3	▲70.7

旅館業法の概要

目的（法第1条）

- 旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与すること。

営 業 者

- 営業の許可（第3条）
許可を受けて営業
- 営業者の責務（第3条の4）
安全・衛生の水準の維持・向上
サービスの向上に努める義務
- 営業者の講ずべき衛生措置（第4条）
換気、採光、清潔等の宿泊者の衛生
に必要な措置を講じる義務
- 宿泊拒否の制限（第5条）
- 宿泊者名簿の備え付け義務（第6条）

都道府県知事 （保健所設置市長、特別区長）

- 営業許可（第3条）
- 報告徴収・立入検査の権限（第7条）
- 基準に適合しなくなったと認める場合
の改善命令（第7条の2）
- 営業の許可の取消又は営業の停止
（第8条）
法律又は法律に基づく処分に違反し
たときなどに命ずることが可能

旅館業法制定以来に生じた主な課題と対応①

【昭和23年】

7月12日 旅館業法（昭和23年法律第138号）制定

1. 風俗的見地等からの規制の追加

【昭和32年法律第176号】

- 新たに風俗的見地を加味した規制を行うこととし、学校の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内の施設に許可を与える場合、教育委員会、校長等の意見を求める規定を追加。
- 営業施設の水準の向上を期するため、構造設備の基準を設けるとともに、旅館業の種別に簡易宿所営業を追加。

【昭和45年法律第65号】

- 風紀上、教育上の観点から児童福祉施設や社会教育施設等のおおむね100メートルの区域内の施設に許可を与える場合にも、所管行政庁等に意見を求める規定を追加。

2. 利用者の需要に対応したサービスの提供の促進

【平成8年法律第91号】

- 旅館業の健全な発達を図るとともに、利用者の需要に対応したサービス提供を促進することを法律の目的に加え、営業者の責務等を追加。

旅館業法制定以来に生じた主な課題と対応②

3. 無許可営業者に対する措置など

【平成29年法律第84号】

- ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とする。
- 無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定の措置を講ずる。
- 無許可営業者等に対する罰金の上限額を3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する上限額を2万円から50万円に引き上げる。
- 旅館業の欠格要件に暴力団排除規定等を追加。

4. 宿泊拒否事案に対する対応

- エイズ患者への宿泊拒否事案（平成4年）
- ハンセン病療養所の入所者への宿泊拒否事案（平成15年）
- 福島原子力発電所の事故による避難者への宿泊拒否事案（平成23年）
 - それぞれの事案が生じた際、厚生労働省から自治体に対して、宿泊拒否はできないことを踏まえた指導や正しい知識の普及・啓発などを依頼

※上記のほか、性的指向、性自認を理由とした宿泊拒否や障害者等に対する宿泊拒否事案も発生している。

旅館業法第5条

●旅館業法

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- 二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。
- 三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

(参考) 他の生活衛生関係営業のうち、利用者の感染症に関しては、公衆浴場法に以下の規定があるが、そのほかの法律には特段の規定はない。

公衆浴場法

第四条 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

旅館業法第5条第1号の趣旨など

- 旅館業法第5条第1号については、主に以下の2つの要請から規定されているものと考えている。
 - ① 宿泊が必要な者に対して、旅館等の利用を確保する。
 - ② 他の利用者、従業員への伝染性の疾患の伝染を防止する。
- 他方で、旅館等は医療機関ではなく、同号に規定される者をはじめ、医療が必要な者に対しては、医療機関において、必要な医療が提供されるべきもの。
- このため、今般の新型コロナウイルス感染症に関しても、通知等の発出などにより、旅館等における対応方法や、旅館等からの自治体での相談体制についてお示ししてきたところ。

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの対応（通知等の発出）

【6月26日】

宿泊施設に対し、宿泊客に以下を周知するよう依頼

- 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い37.5度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡し、その指示に従うこととする。
- 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室（他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋）内で待機し、外に出ないように要請すること。

【7月22日】

宿泊施設に対し、以下の対応を依頼

- 保健所に連絡する際、休日や夜間など、最寄りの保健所への連絡がつかない場合には、各自治体において設置されている「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従うこと。

【7月28日】

自治体に、保健所の即応体制について以下の対応を指示

- 全庁的な協力体制の下、必要な人員体制を確保し、土日祝日も含め、24時間の受付が可能な電話連絡先を設定すること。
- 上記の体制構築に際しては、都道府県単位での集約化、外部委託の活用が可能であること。
- 電話連絡先については、新型コロナウイルス感染症対策を行っている部署だけでなく、庁内で広く共有しておくことで、担当職員以外の者が電話を受けた場合でも、適切な電話連絡先が案内可能な体制とすること。
- 上記に際しては、自動応答や自動転送などのICTの活用などが可能であること。
- 土日祝日、夜間の電話連絡先等について、ホームページ等でわかりやすく公表すること。

標記について、令和2年6月26日付け事務連絡において、宿泊施設において宿泊客がチェックインする場合に留意いただく事項をご連絡したところです。今般の新型コロナウイルス感染症の流行再拡大を踏まえ、宿泊施設においては感染対策を十分に徹底いただいているところと承知しておりますが、宿泊客に感染拡大の防止に協力いただき、宿泊客と宿泊施設の従業員等が安心して過ごすことができるよう、改めて留意事項を整理し、お示しいたしますので、以下の対応に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

傘下の団体や事業者等に対し、周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- ・ 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い発熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡し、その指示に従うこととする。
 - ※ 発熱の目安は、37.5度以上の熱又は37.5度未満であっても平熱を超えることが明らかな場合とする。
- ・ 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室（他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋）内で待機し、外に出ないことなど要請すること。

なお、受診・相談センターや宿泊施設等からの上記指示・要請が社会通念上正当な範囲内であって、かつ、正当な理由がないにもかかわらず、当該指示・要請に宿泊客が従わなかった場合は、「旅館業における衛生等管理要領」（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日生衛発1811号厚生省生活衛生局長通知）別添3）で規定する「他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動」又は「合理的な範囲を超える負担」として旅館業法第5条第2号に該当すると考えられる。

〈抜粋〉「旅館業における衛生等管理要領」

Ⅳ 宿泊拒否の制限

1 営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- (1) 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。具体的には、例えば、宿泊しようとする者が次に掲げる場合には該当するものと解釈される。
 - 1) 暴力団員等であるとき。
 - 2) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (3) 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

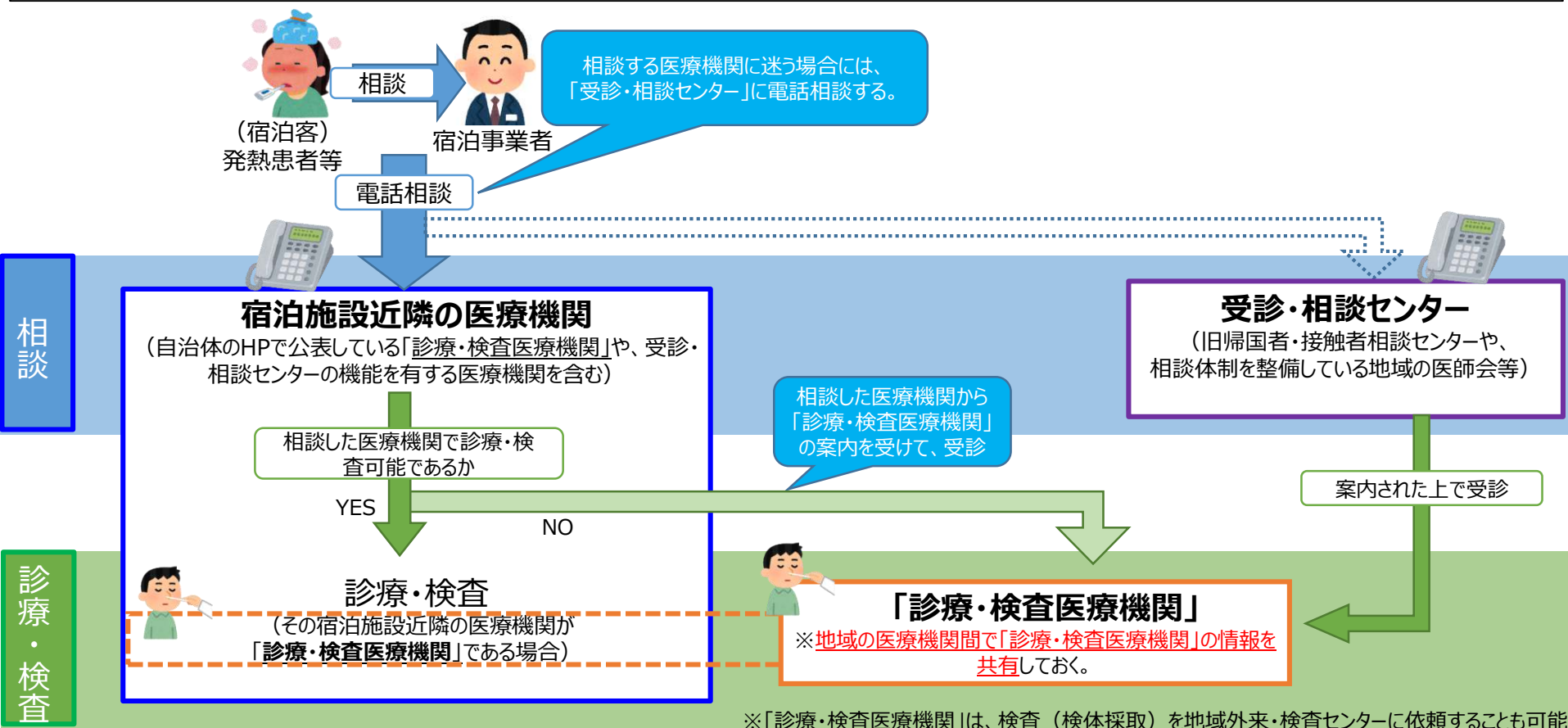
発熱等の症状のある宿泊客への対応について

<宿泊事業者の対応>

- 宿泊客に発熱等の症状が生じた場合には、**まずは宿泊施設近隣の医療機関に、電話相談**すること。
- 相談する医療機関に迷う場合には、「**受診・相談センター（注1）**」に相談すること。

<都道府県等や地域の医療関係者の対応>

- 宿泊事業者や発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、「**診療・検査医療機関（注2）**」と**その対応時間等を、地域の医療機関や「受診・相談センター」間で随時、情報共有**。
- その上で、地域の医師会等とも協議・合意の上、「**診療・検査医療機関**」を公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応可能時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じる。



※「診療・検査医療機関」は、検査（検体採取）を地域外来・検査センターに依頼することも可能

（注1）「受診・相談センター」は、自治体により名称が異なる

（注2）「診療・検査医療機関」は、自治体により名称が異なる